

介護保険負担限度額認定課税特例減額の申請について

介護保険負担限度額認定は世帯非課税が条件になりますが、条件を満たす方に限り課税世帯でも減額の対象になる場合があります。

提出書類

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 資産の有無に関する申告書（同封のもの）
- ③ 配偶者および同世帯者全員（年齢問わず）の通帳のコピー
- ④ 施設入所の契約書または領収証（第4段階（負担限度額非該当者）の食費／居住費および1割負担分金額が確認できるもの）のコピー

該当条件

- ① 2人以上の世帯である※

※施設入所にあたり世帯分離している場合、世帯員数や収入については従前の世帯で計算する。

② 介護保険施設（および地域密着型介護老人福祉施設）に入所し、利用者負担第4段階（負担限度額認定が適用されない金額）の食費・居住費を負担している。（ショートステイは対象外）

③ すべての世帯員および配偶者について、年間の公的年金等の収入額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得※の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を除いた後の額）から、施設の利用者負担（介護サービスの利用者負担、食費・居住費）の見込額を除いた額が、80万円以下である。

※長期譲渡所得又は短期譲渡所得とは、土地・建物の売買で得た所得を指します。

④ すべての世帯員および配偶者について、現金、預貯金、投資信託および有価証券の額が、合計450万円以下である。

⑤ すべての世帯員および配偶者について、居住の用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に、利用しうる資産（不動産、貴金属、自動車、その他高価なもの）を所有していない。

⑥ すべての世帯員および配偶者について、介護保険料を滞納していない。

上記すべての条件に該当する方には負担限度額第3段階②（食費の減額または居住費の減額または両方の減額）が適用されます。

申請方法

窓口への持参または郵送による申請 ※窓口 板橋区役所北館2階14番窓口
問い合わせ先 板橋区役所介護保険課給付係 03-3579-2356